

茨城県が指定する実施団体以外での法定講習の受講 及び宅地建物取引士証の交付手続について（他県法定講習受講手続案内）

宅地建物取引士証交付申請に際し、法定講習の受講を要する方には原則として（公社）茨城県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会茨城県本部が実施する講習を受講していただいております。

しかし、遠隔地にお住まいのため、本県で開催される法定講習の受講が困難であるなど、やむを得ない事由があると認められた方については、他の都道府県知事が指定した法定講習の受講を認めますので、希望される方は次のとおり手続をお願いします。

ただし、**当該講習の実施団体が本県に登録されている宅地建物取引士の受講を認める場合に限り**ます。

1 希望する法定講習実施団体に、茨城県登録の宅地建物取引士が受講可能か確認

2 法定講習受講承認申請書を茨城県土木部都市局建築指導課に提出（郵送可）

【必要書類】

- ・法定講習受講承認申請書
- ・顔写真2枚（申請書貼付1枚 承認書用添付1枚）
（カラーで縦3cm、横2.4cm、無背景、正面・無帽、上半身、撮影後6か月以内）
- ・申請者が資格登録している住所・氏名を宛先として記入した封筒
（定形、簡易書留用434円分の切手貼付）

※資格登録簿の内容（氏名、住所、本籍、従事先）に変更がある方

同時に資格登録簿変更登録申請書及びその添付書類を提出してください。（[様式はこちら](#)）

3 申請書が当課に到着及び承認後、法定講習受講承認書を送付

※承認書の送付まで2週間程度かかります。

4 承認書を持って、法定講習実施団体に受講申し込み

5 法定講習受講後、法定講習受講証明書（承認書の下部分）に証明をしてもらう

6 次の書類を（公社）茨城県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会茨城県本部へ簡易書留で郵送

【必要書類】

- ・法定講習受講証明書
- ・宅地建物取引士証交付申請書（[様式はこちら](#)）
- ・交付申請手数料として、茨城県収入証紙4,500円
（茨城県収入証紙が入手できない場合、現金書留による送付も可）
- ・顔写真2枚（カラーで縦3cm、横2.4cm、無背景、正面・無帽、上半身、撮影後6か月以内）
- ・申請者が資格登録している住所・氏名を宛先として記入した封筒
（定形、簡易書留用434円分の切手貼付）
- ・更新前又は有効期間切れの宅地建物取引士証又は宅地建物取引主任者証（お持ちの方のみ）

7 宅地建物取引士証郵送（宅地建物取引士証の交付まで3週間程度かかります。）

【法定講習受講承認申請書送付先】

茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
TEL：029-301-4722

【宅地建物取引士証交付申請書送付先】

- ①（公社）茨城県宅地建物取引業協会
〒310-0066 茨城県水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館
TEL：029-225-5300
- ②（公社）全日本不動産協会茨城県本部
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階
TEL：029-244-2417